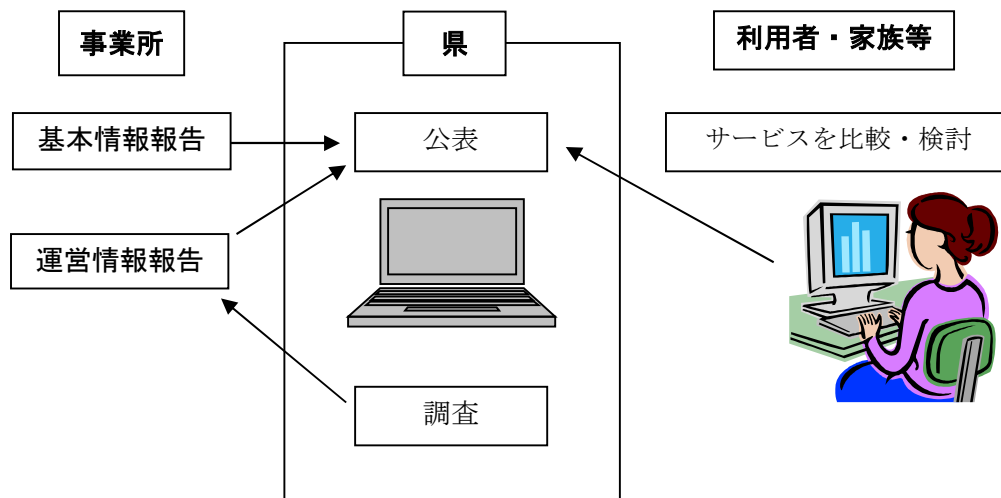


介護サービス情報の公表制度について

1 制度の概要

- ・ 介護サービスは、利用者本人による選択を基本的な理念としています。
- ・ 「介護サービス情報の公表制度」は、利用者による適切な事業者の評価・選択を支援するために創設された制度で、介護保険法第115条の35第1項の規定に基づき、事業者介護サービス情報の報告が義務付けられているものです。
- ・ 事業者からの情報の報告により、県が、インターネット上で情報を公表します。

イメージ



2 対象サービス

(介護予防) 居宅療養管理指導、養護老人ホームの(介護予防) 特定施設入居者生活介護、介護予防支援を除くすべてのサービスが対象となります。

3 公表の対象となる事業者

- ・ 新規事業者
- ・ 基準日前1年間(平成30年度の場合 平成29年1月1日～平成29年12月31日)に100万円を超える介護報酬の支払いのあった事業所を運営する事業者(以下「既存事業者」といいます。)
- ・ 公表を希望する事業者

4 報告の流れについて

- ① 県は、毎年度「介護サービス情報の報告に関する計画」を定め、県のホームページに掲載します(例年6月を目安としております)。

ホームページ：<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/20130131.html>

平成29年度の報告が済んでいない場合は、県のホームページで対象事業者となっているかを確認の上、対象となっている場合は、平成30年4月27日までに報告してください。

② 対象事業者は、次の方法により報告します。

【(ア) 新規事業者】

新規指定後、県から事業所宛て、報告に係る通知（ID・パスワードを含む）を送付しますので、当該通知及び県のホームページの「操作マニュアル」等を参照の上、期限までに報告してください。

【(イ) 既存事業者】

①の計画と併せて、対象事業者を県のホームページに掲載しますので、「記載要領」等を参照の上、期限までに報告してください。

なお、システムログインに必要なID・パスワードは、原則新規指定時にのみお送りしており、個別に通知はしておりません（ID・パスワードは、すでにお送りしているものを利用してください）。

【(ウ) 公表を希望する事業者】

事業者から県宛て別紙様式1の申出を行い、県は①と同様の通知を送付します。当該通知及び県のホームページの「操作マニュアル」等を参照の上、報告してください。

【留意事項（(ア)～(ウ) 共通）】

※ システムのログインに必要なID・パスワードは、事業所を廃止するまで同一のものとなり、報告事項の修正や翌年度以降の報告の際に必要なとなりますので、大切に保管してください。

※ パスワードを忘れてしまった場合は、次のものを県に提出し、パスワードの再通知を受けてください。

- ・ パスワード再通知願（様式は県のホームページに掲載）
- ・ 長3封筒（切手82円分を貼付。県に届け出ている法人又は事業所名とその所在地を記載）

5 報告する情報の内容

- ① 「基本情報」（職員の体制、サービス提供時間など）
- ② 「運営情報」（介護サービスに関するマニュアルの有無など）
- ③ 「事業所の特色」

※1 新規事業者については、初年度は①のみ報告が必要となります。既存事業者は①と②の報告が必要となります。

※2 公表を希望する事業者については、報告する情報を選択することができます。

※3 ③については、任意に報告することができます（義務ではありません）。

6 調査

- ・ 介護保険法第115条の35第3項の規定に基づき、県は必要があると認めるときは、調査を実施します。調査は、県が定めた調査に関する指針（県のホームページを参照）に従い実施します。

平成29年度の報告が済んでいない場合は、県のホームページで対象事業者となっているかを確認の上、対象となっている場合は、平成30年4月27日までに報告してください。

栃木県における介護サービス情報の公表制度

[事業者の方はこちら](#)

[介護サービス情報の報告について（事業者用）](#)

「介護サービス情報の公表」制度とは？

利用者の介護サービス事業所の選択を支援する制度です。

インターネット上で、知りたい地域の介護サービス事業所を検索でき、各事業所が提供する介護サービス情報や特色がわかります。掲載される情報は、介護サービス事業者からの報告に基づくものです。

公表されている介護サービス事業者は？

介護サービス事業者は、「[介護サービス（ワード：15KB）](#)」の提供を開始しようとするとき」「その他厚生労働省令で定めるとき」はその提供する介護サービスに係る情報を県に報告し、県は、公表することとなっています。

報告・公表は、県が毎年策定する「[介護サービス情報の報告に関する計画（ワード：54KB）](#)」に基づき行います。

平成27年度の報告・公表の対象となる事業所は次のとおりです。

- | |
|--|
| 1. 平成28年1月～12月の1年間に支払いを受けた介護報酬の金額が100万円を超える事業所（エクセル：156KB） |
| 2. 平成29年度に新規で指定を受けた事業所（医療みなし、施設みなしを除く。） |
| 3. 報告・公表を希望する事業所 |

※[報告・公表の時期（エクセル：12KB）](#)は、サービスや指定を受けた時期により定めています。

介護サービス情報の公表」制度を利用するには？

[介護事業所検索サイト「介護サービス情報公表システム」（外部サイトヘリンク）](#)から事業所・施設を検索できます。

お問い合わせ

高齢対策課 事業者指導班

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 県庁舎本館4階

電話番号：028-623-3149

ファックス番号：028-623-3058

Email：kaigohoken@pref.tochigi.lg.jp